# **全和2年分 還付・確定申告のお知らせ**

**問い合わせ**/上尾税務署(**☎**048-770-1800・自動音声案内「2」) 税務課特別徴収担当・普通徴収担当(内線 2254 ~ 2257)

## ■ 確定申告が必要な方

#### 自営業者・農家など

- ○事業を営んでいる ○農業による所得がある
- ○不動産所得がある ○土地や建物を売った
- ※昨年中の所得金額の合計額が、各種所得控除 の合計額より低い方を除く

#### 会社員などの給与所得者

- ○給与収入が2,000万円を超える
- ○給与所得以外の所得合計額が20万円を超える
- ○2か所以上の会社から給与を支払われている

#### その他

- ○年の途中に退職し、年末調整を行っていない
- ○医療費控除や住宅借入金等特別控除などを受けたい

### ■ 申告に必要なもの

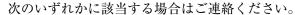
- ○個人番号確認書類
- ○本人確認書類
- ○印鑑 (スタンプ印不可)
- ○源泉徴収票や支払者の証明書
- ○控除証明書又は各種証明書
- ○医療費控除明細書
- ○セルフメディケーション税制明細書及び疾病 予防への取組書類
- ○障害者控除の適用を受けられる方は、障害者 手帳又は障害者控除対象者等認定書をお持ち のうえ、申告時に提示してください
- ○「確定申告のお知らせ」はがき ※送付された方

### ■ 注意事項

- ○給与所得者や年金受給者は、支払元(者)が発行する源泉徴収票が必要です
- ○事業所得(営業等・農業)不動産所得は、上尾税務署へ申告書を提出してください
- ○医療費控除やセルフメディケーション税制(医療費控除の特例)を受ける方は、医療を受けた方ごとに明細書を作成のうえ提出してください。また、領収書の日付が令和2年中であることを確認してください
- ○セルフメディケーション税制を受ける方は、対象商品であることを必ず確認してください。また、 申告する方の健康の保持増進・疾病予防への取組のわかる書類(予防接種の領収書や健康診断結 果通知等)の添付又は提示が必要です
- ○医療費控除とセルフメディケーション税制は、いずれか一方のみ選択 (選択後の変更不可)
- ○国民年金保険料の支払額は、市役所では証明できませんので、日本年金機構(ねんきん加入者ダイヤル☎0570-003-004・ナビダイヤル)へお問い合わせください
- ○還付及び振替納税の口座の指定には申告者本人名義の口座が必要です
- ○所得税の確定申告書を提出した方は、市・県民税申告書の提出は不要です

### 固定資産税の手続きはお早めに

問い合わせ/税務課土地担当(内線2261)・家屋担当(内線2263)



- ○昨年中に未登記の家屋を新築・増築・取り壊した ○昨年中に土地の利用状況に変更があった なお、今年度中に以下の工事等をした場合は、申告することで翌年度固定資産税額が軽減される場合が あります
- ●昭和57年1月1日以前からある住宅に一定の耐震改修工事をした
- ●10年以上建つ住宅に一定のバリアフリー工事をした



